



# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

◆平成24年度 消費生活相談概要

◆製品事故に気を付けましょう ～夏～

◆消費者教育の推進に関する基本的な方針が策定されました

◆特定商取引法の基礎知識 第6章「重要事項不告知の禁止」

8 August  
月号

第41号

## 平成24年度 消費生活相談概要

平成24年度に宮城県の消費生活相談窓口寄せられた相談は、8,441件に上りました。(速報値)

平成24年度の相談件数で最も多かった相談はデジタルコンテンツ(インターネット上で提供されている情報)に関するもので、この中には、アダルト情報サイトや有料サイト・スクラサイトでの高額請求、オンラインゲーム利用による請求などが含まれます。

増加が見られたのは8位の健康食品で、これは注文していないのに一方的に送り付けられる商法(ネガティブオプション)による増加とみられます。

年齢別で見ると40歳代の契約当事者に関する相談が最も多く、職業別では給与生活者が最多でした。

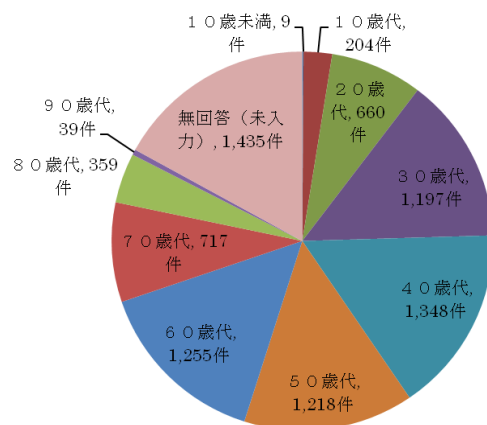
### 1. 相談内容

1	デジタルコンテンツ	1,362件
2	フリーローン・サラ金	539件
3	不動産貸借	383件
4	工事・建築	360件
5	商品一般	249件
6	四輪自動車	180件
7	インターネット接続回線	177件
8	健康食品	121件
9	修理サービス	107件
10	他の健康食品	102件

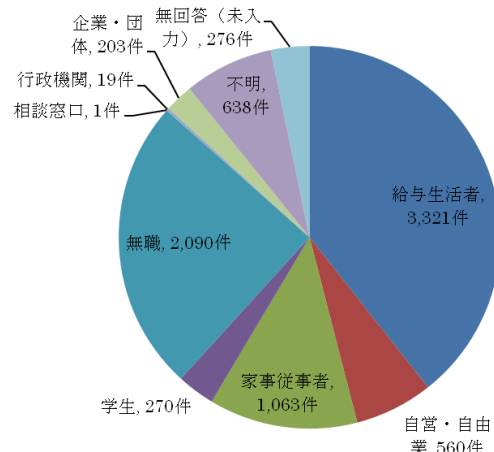
総件数

8,441件

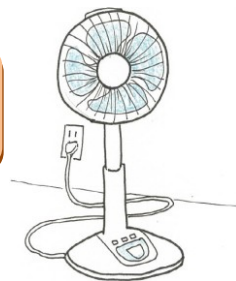
### 2. 契約当事者の年齢



### 3. 契約当事者の職業



# 製品事故に気を付けましょう ～夏～



今年も暑い夏がやってきました。暑さ対策として、冷房機器を使う機会が増える時期ですが、取扱には十分な注意が必要です。

今回は、夏に発生しやすい製品事故の事例を御紹介します。しっかり学んで事故を未然に防ぎましょう。

## エアコンの電源プラグから発火

### 事例

スイッチを入れていなかったエアコンのコンセントから発火し、カーテンが焦げた。(2010年8月 兵庫県)



### 原因

電源プラグをコンセントに長期間差し込んだままだったため、電源プラグにほこりや湿気等がたまり、トラッキング現象が発生して発火したものです。

長期間使用しないときは、コンセントから電源プラグを抜き、ほこりがたまらないように清掃してください。

次の症状がみられたら使用を中止してください。

- ①電源コードやプラグが異常に熱い
- ②焦げ臭い
- ③ブレーカーがひんぱんに落ちる



## 扇風機から出火して全焼・やけど

### 事例

使用中の扇風機付近から出火し、住宅を全焼して1人が重度のやけどを負った。

(2011年7月 宮城県)

### 原因

30年の長期使用により、部品から異常発熱が生じ、スパークが発生して周囲のほこり等に着火したものです。また、スイッチを入れたまま、その場を離れていました。

次の症状がみられたら使用を中止してください。

- ①スイッチを入れてもファンが回らない
- ②ファンの回転が遅かったり、不規則だったりする
- ③モーター部分が熱い、焦げ臭い
- ④モーターから異常な音がする
- ⑤コードが折れ曲がったり破損している
- ⑥スイッチを入れても回らないが、叩くと回り出す



## 高温になったライターが破裂

### 事例

ライターを自動車の助手席に置いていたら破裂し、耳鳴りがするなど耳が聞こえにくくなった。

(2010年8月 愛媛県)



### 原因

夏の直射日光があたってライターが高温になり、内圧が上昇して破裂したものです。本体には「直射日光、50度以上の高温」を避ける旨、警告表示がありました。



ライターを直射日光のあたるところや高温になる場所には置かないでください。また、子どもの手の届くところには置かないなど、保管場所には気をつけてください。

## 子どもが花火でやけど

### 事例

親が持っていた花火に1歳の子どもが手を添えたところ、竹製の柄が折れて火花が散り、子どもが顔と目にやけどを負った。(2009年5月 熊本県)

### 原因

子どもの力が思いがけず強かったために柄が折れ、その衝撃で花火の火の粉が飛散したものです。取扱説明書には「3歳以下には使用させない」旨、記載されていました。



花火は、必ず大人が付き添ってください。万一のとき、消火できるように水の入ったバケツなどを用意して、花火の遊び方、注意事項を必ず守りましょう。

出典：独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (nite) 「夏 暮らしの中のかくれた危険」

## 消費者教育の推進に関する基本的な方針が策定されました

平成25年6月28日、消費者教育の推進に関する基本的な方針が閣議決定されました。この基本方針は、昨年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律にのっとり、今後の施策の方向性を明らかにしたものです。

誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会の提供のために、国・地方、行政・民間、消費者自身も含め幅広い主体が担い手となり、情報を共有し連携を図りながら取り組んでいくというような内容が盛り込まれています。

基本方針は消費者庁のホームページで御覧ください。

消費者庁

<http://www.caa.go.jp/information/index17.html>



## 特定商取引法の基礎知識 第6章「重要事項不告知の禁止」

訪問販売や電話勧誘販売等では、商品・役務の内容や数量、価格など、契約内容の重要な事項でそれを聞いていれば契約しなかったであろうと考えられることを、故意に隠して勧誘することが禁止されています。例えば、このような事例です。

（事例1）事業者から「床下のカビがすごいので、床下全体に除湿剤をまきます。1袋2万円です。」と言われ承諾した。施行後、結果的に20袋40万円になったことがわかったが、仕方なく代金を支払った。（除湿剤散布の勧誘）

（事例2）事業者から「太陽光発電システムを契約すれば、オール電化機器類を無償サービスする。」と言われ契約した。後日調査したところ、太陽光発電システムの代金と無償サービス品設置工事費用が通常よりも高額であり、契約金額は「すべてを有料で契約する場合の業界での相当金額」であった。（太陽光発電システムの勧誘）

契約してしまった時は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう！

## 消費生活センターからのお知らせ

### DVD・ビデオ・パネル貸出中

宮城県消費生活センターでは、消費者被害防止を目的とした啓発及び教育のため、DVDやビデオ、パネルを無料で貸出ししています。貸出しのお申込みは、FAXまたはメールで受け付けております。

貸出物の一覧は、消費生活センターのホームページで御紹介しておりますので、是非御覧ください。

✦ 貸出物一覧 ✦

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/keihatsukyoku.html>

✦ お申込み先 ✦

宮城県消費生活センター  
(宮城県環境生活部生活・文化課相談啓発班)  
TEL: 022-261-5164  
(啓発専用)  
FAX: 022-211-2959  
メール: [syoubuns@pref.miyagi.jp](mailto:syoubuns@pref.miyagi.jp)

### 震災で被災された方へ

日本司法支援センター（愛称：法テラス）を御存じでしょうか。

法テラスは、刑事・民事を問わず、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けることができる国が設置した相談窓口です。

債務整理（被災ローン減免制度など）、不動産（住まい・土地）、家族の問題（離婚・相続）、労働問題（給料・解雇）などについては以下の番号にお問い合わせください。

#### 震災 法テラスダイヤル

- オペレーターが、お悩みの法的トラブルに関する法情報や、その他の法制度をご案内します。
- 各種相談窓口の中から適切な窓口をご紹介します。



電話 **0120-078309** おなやみレスキュー 通話料・利用料ともに無料  
PHS・IP電話からもつながります  
平日9:00~21:00 土曜9:00~17:00

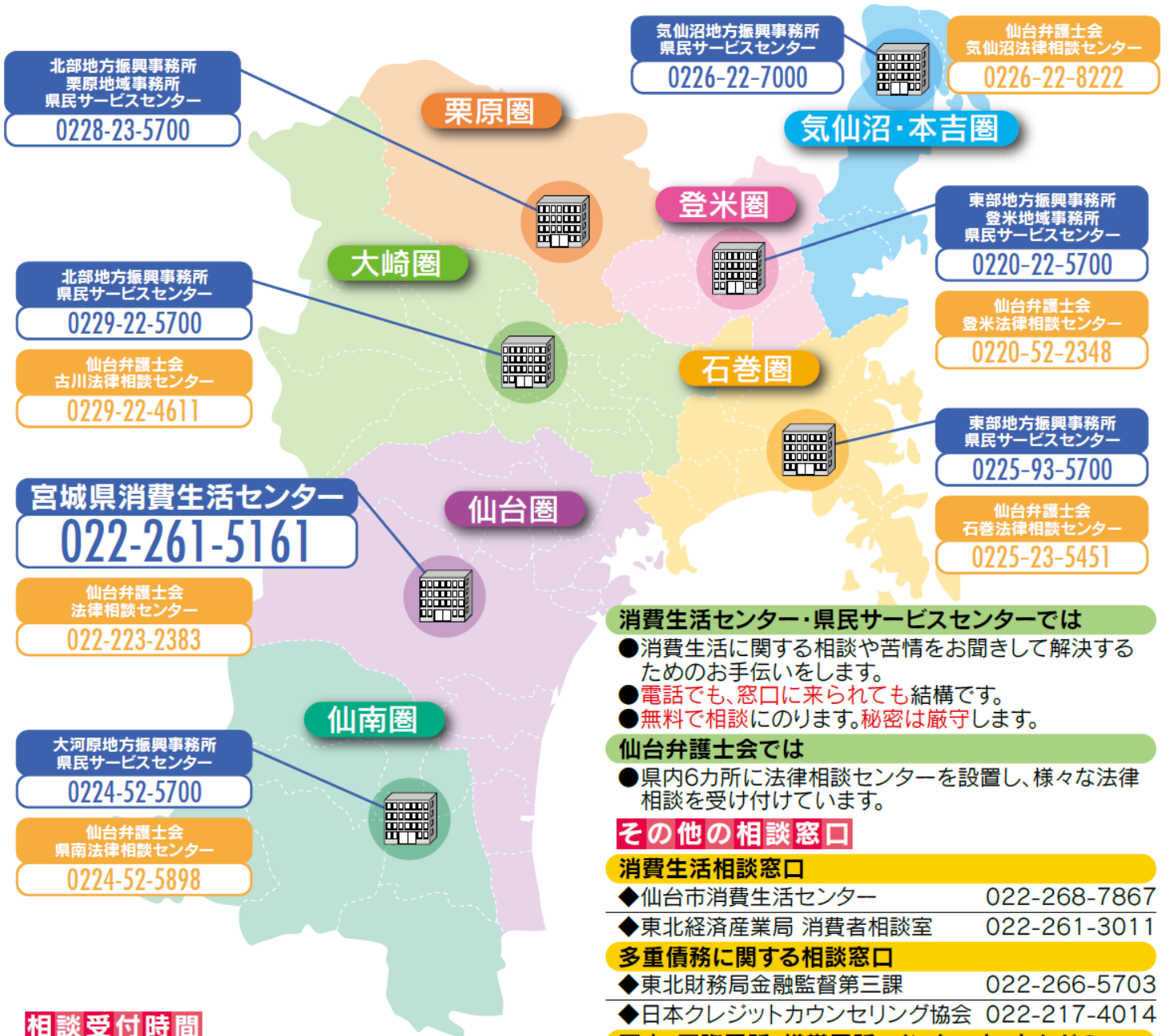




困ったとき、わからないときは…

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しよう!



### 消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

### 仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

#### 消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011

#### 多重債務に関する相談窓口

- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

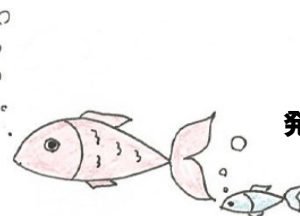
#### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632

- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00  
土・日 9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所  
県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00  
※土・日・祝日・年末年始はお休みです。



発行/宮城県消費生活センター